

次期計画策定に向けての取組（案）

- 大阪市では、障がい者施策を総合的に推進する観点から、「障がい者支援計画」と「障がい福祉計画」「障がい児福祉計画」を一体的に策定している。
- 「障がい者支援計画」は、「市町村障害者計画策定指針」に基づく中・長期的な計画として、「障がい福祉計画」等の終期も勘案し、計画期間を6年間としており、現計画は、平成30年度から令和5年度までとしている。
- 「第6期障がい福祉計画」「第2期障がい児福祉計画」は、国の基本指針に基づき、計画期間は3年間であり、現計画は、令和3年度から令和5年度までとなっている。
- よって、令和4年度には、生活状況やニーズ等を把握し、今後の支援のあり方等を検討するための基礎資料となる「障がい者等基礎調査」を実施し、令和5年度末には、調査結果なども踏まえて、次の計画を策定したい

〔参考〕

市町村障害者計画策定指針（平成7年5月障害者対策推進本部）

- ・ 期間は、都道府県の障害者計画の期間（国は平成5年度から概ね10年程度としている。）との整合性を図り、中・長期のものとして策定し、この期間に達成できる実施目標として計画期間を設定することが適当と考えられる。

（留意点）

- ・ 都道府県の障害者計画の終期との整合性を図りつつ、中・長のものとして設定し、必要に応じ見直しすること。

国の障害福祉計画・障害児福祉計画に係る基本指針

- ・ 三年を一期として作成することとする。

〔参考〕令和元年度基礎調査数及び回収状況

調査票	発送数	有効回収数	有効回収率
障がい者（児）基礎調査（本人用）	11,633	4,286	36.8%
障がい者（児）基礎調査（家族用）	11,633	3,285	28.2%
障がい福祉サービス等事業者調査	3,310	1,960	59.2%
大阪市発達障がい者支援センター（エルムおおさか）・ 発達障がい児専門療育機関利用者アンケート	422	210	49.8%
障がい者（児）基礎調査（施設入所者用）	1,456	1,044	71.7%
障がい者（児）基礎調査（入所施設管理者用）	182	109	59.9%
特定医療費（指定難病）助成事業対象者基礎調査	748	329	44.0%
小児慢性特定疾病医療支援事業対象者基礎調査	752	338	44.9%
医療的ケア児基礎調査	336	144	42.9%
合計	30,472	11,705	38.4%

スケジュール（案）

開催日	会議及び会議内容等
令和4年2～3月頃	計画策定・推進部会 障がい者施策推進協議会 ・基礎調査の実施について・ワーキンググループの設置
令和4年5～7月頃	ワーキンググループ ・基礎調査票の検討について
令和4年9月～10月頃	計画策定・推進部会 障がい者施策推進協議会 ・基礎調査票検討結果報告等について
	基礎調査実施（集計分析は1月下旬まで）
令和5年2～3月頃	計画策定・推進部会 障がい者施策推進協議会 ・基礎調査の結果報告について
令和5年4月	次期計画策定作業開始
令和6年4月	次期計画スタート